

公有財産台帳システム構築業務委託
プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

川口市理財部管財課

1 目的

この要領は、公有財産台帳管理における異動更新などを正確かつ効率的に行うことが重要である公有財産台帳システム（以下、「本システム」という。）について、川口市（以下、「本市」という。）にとって最適なシステム更新を図ることが重要であることから、「公有財産台帳システム構築業務委託」（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、委託する事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務の名称

公有財産台帳システム構築業務委託

(2) 業務内容

提案システムについては、別紙「公有財産台帳システム構築業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(3) 事業期間

システム構築期間: 契約締結日から令和 8 年 7 月 31 日(金)まで

(システム運用期間: 令和 8 年 8 月 1 日(土)から令和 14 年 7 月 31 日(土)予定)

(4) 見積限度額

本業務の限度額は、10,440,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(5) 公募型プロポーザル方式

※業務委託期間及び金額についての留意事項

本プロポーザルの実施結果により導入されるシステムについては、最長で6年間（3年契約の更新による）を想定しているが、業務履行期間の年度の当該業務の予算の減額又は削除があった場合は、市は契約を変更または解除することがある。

3 参加要件

次の項目を満たすことを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの告示日において、令和 7・8 年度入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、未登載の場合は、契約締結の日までに入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提案システムは、人口 10 万人以上の自治体へ元請けとして「公有財産台帳管理システムにおける LGWAN-ASP サービス」を導入した実績を有すること。
- (9) GIS データと連携する公有財産台帳システムの構築業務を完了した実績を有し、データ更新業務を行っているなど実際にシステムが稼働している実績を有すること。
- (10) 導入を予定しているシステムが、システム機能要件を全て満たしていること。なお、機能要件を満たすためのシステム改修費は参加者が全て負担すること。
- (11) プライバシーマーク、ISMS、及びクラウドセキュリティの認証を取得していること。

4 応募に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成、プレゼンテーションの実施等、提案に必要な経費は参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出期限後、構成書類の差替え、追加、再提出等は認めない。
- (3) 企画提案書等、提出された書類は返却しないものとする。
- (4) プロポーザル参加者が 1 者となった場合でも、プロポーザルを実施する。
- (5) 提出書類に関する著作権等について

プロポーザル参加者が本市に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、提案書が採用された場合、その一切の著作権は本市に帰属することとする。

提出されたすべての書類はプロポーザル参加者に返却しない。

なお、提出された書類について、川口市の情報公開制度に基づく開示請求があった場合、開示することがある。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。

5 スケジュール

実施予定時期	実施内容
令和7年5月27日（火）	公募開始
令和7年5月27日（火）～ 令和7年6月 3日（火）午後5時	質問受付
令和7年6月 4日（水）午後5時	質問回答 ※回答については、質問受付次第随時対応いたします。
令和7年6月 4日（水）午後5時	追加説明
令和7年6月 6日（金）午後5時	プロポーザル参加申込書等提出期限
令和7年6月13日（金）	参加資格審査結果の通知
令和7年6月30日（月）午後5時	企画提案書提出期限
令和7年7月15日（火）	プレゼン審査
令和7年7月25日（金） ※予定	審査結果の通知
令和7年8月 1日（金） ※予定	契約締結

6 提案概要

6.1 参加表明

本件への参加を希望する者は、別紙「プロポーザル参加申込書(様式1)」により参加申し込みを行うこと。

(1) 申込期限: 令和7年6月6日(金)午後5時まで

(2) 提出先: 埼玉県川口市青木 2-1-1 川口市役所理財部管財課

(3) 提出書類: 3(8)、(9)及び(11)に掲げる要件を満たすことを証明するものとして、契約書及び仕様書(業務内容のわかる部分の写し)などを提出すること。また、3(11)に掲げる要件の認証を証明する写しを提出すること。

(4) 提出方法: 持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で提出すること。

なお、上記「(1) 申込期限」以降の期間に提出された書類は、受け付けない。

6.2 提案書に関する質問について

(1) 受付期間: 令和7年5月27日(火)～令和7年6月3日（火）午後5時まで

(2) 質問方法: 別紙「質問書(様式2)」により電子メールにて提出すること。

なお、電子メールの件名及びファイル名については、「公有財産台帳システム_質問書_

会社名」として下さい。

(3) 回答方法: 令和 7 年 6 月 4 日 (水) 午後 5 時までに、随時 HP に回答する。

6.3 追加説明について

仕様について本市より追加説明がある場合は、令和 7 年 6 月 4 日 (水) 午後 5 時までに、HP に公表する。

6.4 審査結果について

参加資格審査結果は、令和 7 年 6 月 13 日 (金) までに各応募者へ「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

6.5 企画提案書の提出について

(1) 提出期限: 令和 7 年 6 月 30 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 提出先: 埼玉県川口市青木 2-1-1 川口市役所理財部管財課

(3) 提出書類: 7 及び 8 に定める書類一式

(4) 提出方法: 持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前 9 時から正午まで、又は、午後 1 時から午後 5 時までの間に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で提出すること。

なお、上記「(1) 提出期限」以降の期間に提出された書類は、受け付けない

6.6 参加辞退について

参加表明後、提案を辞退する場合は、別紙「プロポーザル辞退届 (様式 3)」を提出すること。

(1) 提出期限: 令和 7 年 6 月 30 日 (月) 午後 5 時まで

7 企画提案書の提出について

7.1 作成要領について

(1) 提案書の表紙には、社名及び代表者名を記載し、押印すること。

(2) 紙媒体により 8 部 (正本 1 部、副本 7 部) 提出すること。

(3) 提案書は A4 判 20 ページ以内 (表紙・目次・添付書類含まず) とし、簡易製本すること。
(また A3 判二つ折使用も可とする。)

7.2 提案書の構成について

(1) 別添の「仕様書」に基づき作成を行うこと。

(2) 様式 4「会社概要」について

① 社名、所在地、設立日、資本金、売上高、従業員数等

② 会社の特徴等

③ 個人情報保護に関する取り組みとは、セキュリティ対策の概要 (技術的対策、物理的対策、人的対策等)、個人情報保護対策及びトラブル発生時の対策とする。

④ 提案システムの構築実績とは、人口 10 万人以上の自治体へ元請けとして、LGWAN-ASP

方式によるクラウド型サービス提供に基づく提案システム及び類似システム（GIS と台帳が連携しているシステム）の構築業務の実績とする。

- ⑤データ更新業務の実績とは、人口 10 万人以上の自治体へ元請けとして、LGWAN-ASP 方式によるクラウド型サービスのみならず、公有財産台帳システム全般においての台帳作成または更新業務の実績とする。

(3) 様式 5「予定技術者の経歴等」について

主任技術者、担当技術者、照査技術者の 3 名を記入すること。

(4) 様式 6「提案システム概要」について

- ①提案システムの特色とは、提案のポイントとなる内容やセールスポイント等を記載すること。
- ②システム・サービスの概要(機能、画面説明、論理チェック内容等)
- ③システム全体構成

(5) 様式 7「業務工程表」について

- ①本業務に関する業務工程を記載すること。
- ②本稼動は、令和 8 年 8 月 1 日(土)を予定している。(ただし、本業務期間内で仮稼動を実施すること。)

(6) 様式 8「業務の実施方針・実施フロー」について

- ①システム・サービス導入における基本的な考え方や支援体制(稼動後も含む)等を示すこと。
- ②本業務に向けた実施方針を記載すること。

(7) 様式 9「提案システムの機能等について」について

提案システムの機能等について、機能が標準である場合は○、カスタマイズが必要な場合は△、対応不可の場合は×を記載する。

(8) 様式 10「その他」について

- ①その他、本市にとって有効な提案等があれば記載すること。

7.3 添付書類について

保守及び支援体制が分かる資料として、技術者の職務経歴書及び具体的な業務体制図を添付すること。

7.4 提案書記載上の注意事項

提案書記載上の注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類に使用する文字は、分かりやすく見やすい文字を使用すること。
- (2) 文字色等の指定はないが、分かりやすく見やすい提案書を作成すること。

8 見積書の提出について

8.1 作成要領について

- (1) 見積書には、社名及び代表者名を記載し押印すること。

(2)紙媒体により 8 部(正本 1 部、副本 7 部)作成すること。

(3)見積金額は、消費税抜きで提示すること。

8.2 見積書の作成について

見積書は、下記項目について記載し作成すること。

(1)本業務の費用

ア データ移行費用

イ システム構築費用

ウ カスタマイズ費用

エ システムテスト費用

エ ソフトウェア費用（サービス利用料、仮稼働期間）

オ 打合せ及び操作研修費用

カ ドキュメント整備費用

(2)令和 8 年 8 月以降のシステム運用・データ更新費用

令和 8 年 8 月 1 日～令和 14 年 7 月 31 日までのシステム運用期間の費用（総額及び各年度の金額）を記載すること。

ア ソフトウェア費用(サービス利用料)

イ ライセンス費用(3 年住宅地図費用)

ウ データ更新・入力支援費用（土地、建物：※詳細の作業内容を記載のこと）

9 提案審査評価に関する事項

9.1 審査方法

(1) 書類審査

- ①提出された提案書が、各条件等を満たしているか審査を行う。
- ②審査に対する問い合わせ又は異議の申し立ては、一切応じないものとする。

(2) プレゼンテーション

①日時:令和7年7月15日(火)予定

②実施場所:川口市役所第一本庁舎

※詳細な場所については、別途担当者に連絡するものとする。

③実施方法

ア プレゼンテーション参加者は4名までとする。

イ プレゼンテーションは概ね以下のとおりに行うこと。

大項目	小項目	内容	時間
準備等	—	—	5分
プレゼンテーション	—	提出した企画提案書に沿って説明	約15分
システムデモ	基本操作	提案者が事前に用意したデモデータを用いた、ログイン・メニュー紹介・検索（土地・建物）及び台帳の表示・台帳とGISの連携	約10分
	システム利活用	調書出力、業務活用、特色	約5分
	追加提案	今後のシステムの利活用に関する内容（全庁活用）	約5分
質疑応答	—	プレゼンテーション及びシステムデモに対する質疑応答を行う	約10分
全体時間			45分以内

④審査員

審査員は7名で行う。

⑤その他

ア プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクターは本市が用意するが、その他必要な関係機材があれば各自提案者が用意すること。

イ 設置に要する時間は概ね5分以内とし、プレゼンテーションの時間には含まない。

ウ 特別な理由がなく、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とみなす。

エ プレゼンテーションに係る追加資料の提出を認めない。

9.2 審査概要

- (1) 提案システムの機能等について、提案書及びプレゼンテーション等による提案内容を評価し審査する。
- (2) 審査基準等については「公有財産台帳システム構築業務委託プロポーザルに係る評価基準書・評価実施手順書」による。
- (3) 審査終了後、審査結果の通知を令和 7 年 7 月 25 日(金)までに通知する。なお、結果の問い合わせには、一切応じない。

10 審査対象の除外

次の条件の一つに該当する場合は、審査対象から除外するものとする。

- (1) この要領に定める提出書類、提出先、又は期限等に適合しないとき。
- (2) 企画提案書の内容に虚偽があると判断されるとき。
- (3) 提案履行スケジュールに合理性がなく著しく仕様書に合っていないとき。
- (4) 審査の公正性を害する行為があったとき。

11 書類提出先及び問い合わせ先

川口市理財部管財課財産管理係

川口市役所第一本庁舎 4 階

〒332-8601 川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

電 話 048-258-1248

F A X 048-258-1234

E-mail 060.01040@city.kawaguchi.saitama.jp